

函館市監査公表第27号

函館市長から「定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年10月28日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

函 総 務
平成 25 年 10 月 22 日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、
次のとおり通知します。

部局名	総務部		
監査の種類	定期監査 ・ その他（ ）		
監査等実施時期	平成 24 年 12 月 4 日～ 平成 25 年 4 月 30 日	講評日	平成 25 年 5 月 9 日
指 摘 事 項 等			
(2) 個別的事項 ア 支出事務について (ア) 研修に係る委託業者の選定について 今年度新規に実施した研修に係る委託業者の選定において、受託者と他者から見積書および研修カリキュラム等関係書類を徴取のうえ業者選定を行ったが、その選定結果について決裁を得るべきところ、決裁を得ないで事務処理を行っていたことから、今後は適切な事務の執行を図られたい。 また、従来より継続実施している研修に係る委託業者の選定において、本市における実績および道内他都市等からの高い評価を得ていることなどの理由により、特定の業者と随意契約を行っているが、受託者以外にも実施可能な研修業務については、他者からも見積書および研修カリキュラム等関係書類を徴取し、比較検討のうえ業者選定を行われたい。			
措 置 内 容			
研修に係る委託業者の選定において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用する業務委託は、平成 25 年 4 月 23 日付け財務部長			

通知「業務委託に関する契約方法等の見直しについて」に基づき、調度課と協議のうえ、見積り合わせによる選定方法に変更したほか、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用した業務委託のうち、特定の講師でなければ実施が不可能な一部研修を除く大半の研修業務についても、競争性の確保の観点から見積り合わせによる契約方法に切り替えて実施したところであります。

また、業者選定における決裁手続きにつきましても、別途決裁を得る方法に変更したところであります。

今後におきましても、委託業者の選定にあたっては、競争性の確保と適正な事務の執行に努めてまいります。